

資産運用基準

- 第1条 資産運用に関しては、この基準の定めるところによる。
- 第2条 資産の運用にあたり安全・確実性に留意するとともに最も効果的方法により運用実績の向上を図るものとする。
- 第3条 資産運用総額は年間資金出納想定表に基づき理事会において定める。
- 第4条 運用実施計画は正副会長会議で策定決定し理事会に報告する。
- 第5条 運用結果状況については半期毎に理事会に報告するものとする。

[附 則]

1. この基準の改廃は、理事会において行う。
2. この基準は、平成17年4月20日より発効する。